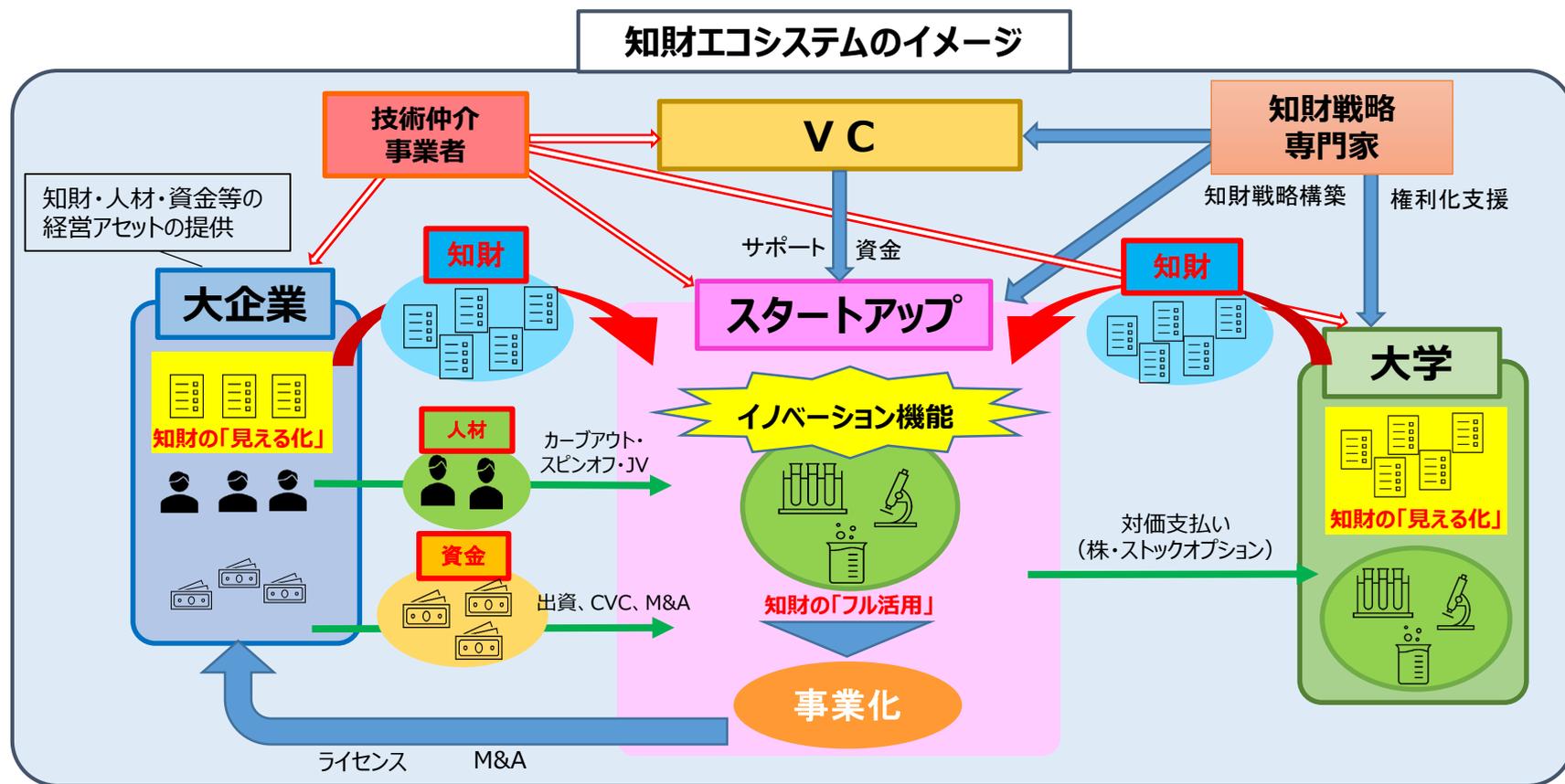


スタートアップ・大学を中心とする 知財エコシステムの構築

2022年3月28日
内閣府 知的財産戦略推進事務局

- 近年、**ディープテックやバイオメディカル分野**のイノベーションの重要性が高まる中、これらの分野の**イノベーション機能を担うスタートアップ**にとって、**知財戦略はビジネスの成否を分ける決定的なポイント**。
- 今後、日本全体のイノベーションを活性化させていくためには、大企業や大学に蓄積されている**優れた知財を「見える化」**し、機動性・迅速性の高い**スタートアップにおいて知財を「フル活用」**して技術の社会実装による**事業化**を進め、**新たなビジネスの創出・拡大をもたらす知財エコシステム**の構築が必要。



委員名	ご所属等
赤浦 徹	インキュベイトファンド 代表パートナー 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長
飯田 香緒里	東京医科歯科大学 副理事 (産学官連携・オープンイノベーション担当)統合研究機構 教授
出雲 充	株式会社ユーグレナ 代表取締役社長
江戸川 泰路	江戸川公認会計士事務所／EDiX株式会社 代表
木場 祥介	ユニバーサル マテリアルズ インキュベーター株式会社 代表取締役パートナー
窪田 規一	株式会社ケイエスピー 代表取締役
中馬 和彦	KDDI株式会社 事業創造本部 ビジネスインキュベーション推進部長／KDDI∞Labo長
田路 圭輔	株式会社エアロネクスト代表取締役CEO
中畑 稔	One ip特許業務法人 代表パートナー弁理士
◎ 増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
丸 幸弘	株式会社リバナス 代表取締役CEO
御供 俊元	ソニーグループ株式会社 常務
山岸 広太郎	株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ 代表取締役社長 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 理事
山本 貴史	株式会社東京大学TLO 代表取締役社長兼 CEO
百合本 安彦	グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授

- 第1回 全体（2月15日）
 - 全体（現状と課題の整理、今後の検討の進め方 等）

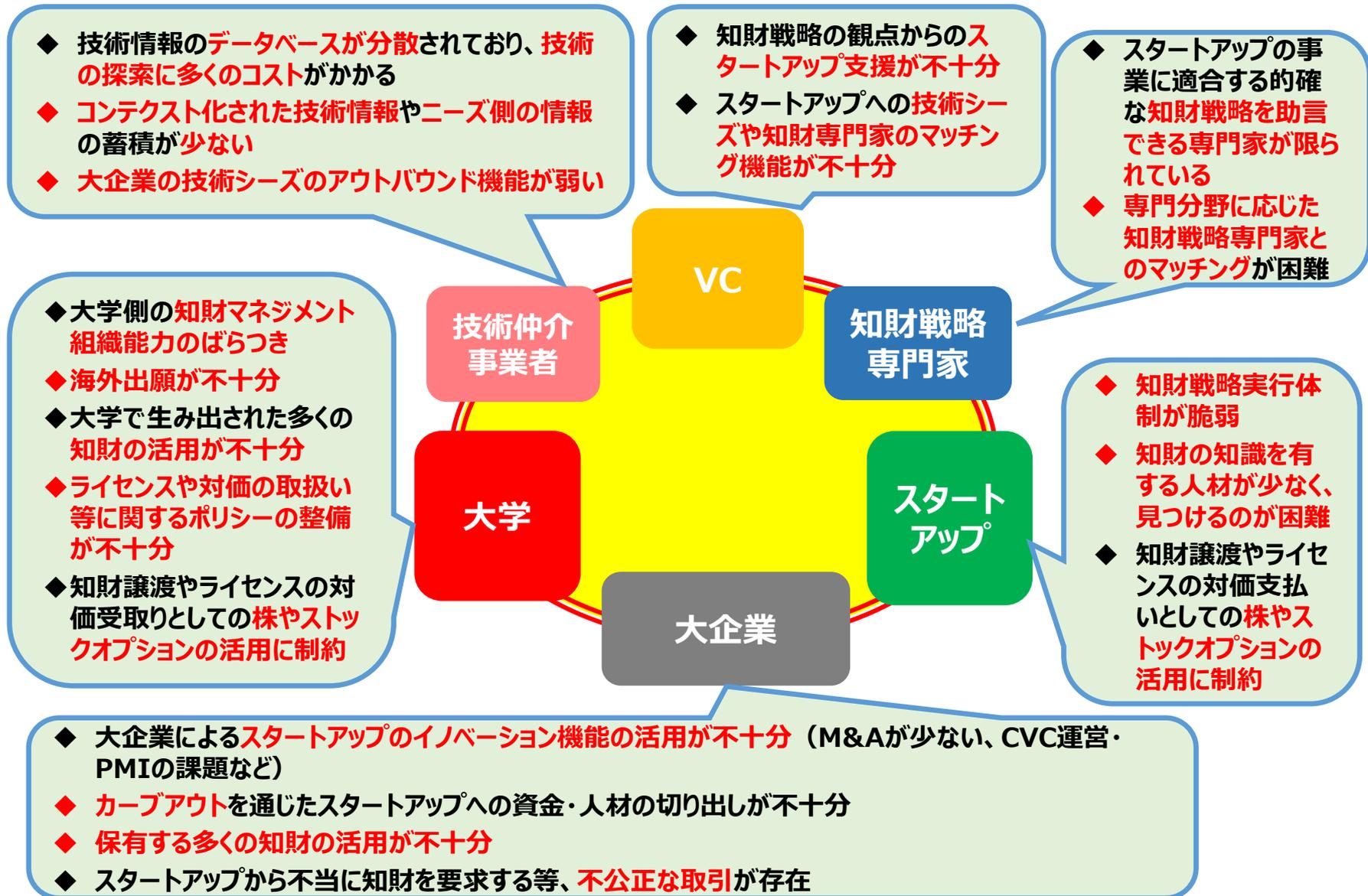
- 第2回 大学からスタートアップへの技術移転を巡る障壁除去（3月3日）
 - 大学知財のスタートアップによる事業化促進
 - 大学の共同研究成果の事業化促進
 - 大学の知財マネジメント機能の集約化

- 第3回 知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築（3月14日）
 - 大学・国研、大企業等の知財の見える化したシーズDBの充実
 - 特許活用やライセンス意思表示を促すインセンティブの仕組みの検討（中間整理）

- 第4回 スタートアップの知財戦略の支援サービスのエコシステム化（4月1日）（P）
 - 知財戦略を担えるVCや人材の見える化とマッチング強化
 - VC、スタートアップの知財戦略専門家の増強

- 第5回 大企業による経営アセットのスタートアップへの提供促進（4月14日）（P）
 - 大企業の知財・人材等のスタートアップへの切り出しについての開示・ガバナンス強化
 - スタートアップとの協業に向けた大企業の積極的な取組の見える化

- 第6回 とりまとめ（4月21日）（P）
 - 知財推進計画2022の方向性





1. スタートアップが技術移転対価として株式・新株予約権を活用しやすい環境整備

- 国立大学がスタートアップへの技術移転に際して、スタートアップから柔軟に株式・新株予約権を取得し、適切なタイミングで売却することができるよう、スタートアップの資力要件などの各種制限を撤廃
- スタートアップが、人材獲得のために発行する新株予約権の発行枠（通常10-15%）にかかわらず、移転される技術の価値に応じた新株予約権を発行できるような考え方の整理

2. 大学における事業化を見据えた権利化の支援

- 大学がPCT出願する際の各国国内手続への移行等にかかる費用に対する支援を抜本的に拡充するための仕組みの検討
- 大学等の研究成果について事業化を見据えた特許出願が行われるようなプロセスの設計導入

3. 大学における共同研究成果の活用促進

- 共同研究の成果については、大学の単独保有とするか、共有特許とする場合には、共有相手が不実施の場合、大学独自で第三者にライセンスできるルール整備
- 大企業の共同研究成果の活用状況についての見える化促進

4. 知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築

- VCや技術仲介事業者、知財戦略専門家が、事業化に必要な技術シーズや特許ポートフォリオ形成に必要な他社の知財をスタートアップに仲介・マッチングする機能の基盤強化に向け、研究者、研究内容、論文、知財権の探索を円滑化する官民IT基盤の連携強化を検討。その際、ライセンス交渉コスト低減のための許諾意思表示のインセンティブ措置も含め検討

5. スタートアップの知財戦略の支援サービスのエコシステム化

- スタートアップが知財戦略を支援する適切な人材を見つけやすくするため、知財戦略専門家の見える化や、VCを通じて知財戦略専門家をスタートアップにつなぐ枠組みの検討

6. 大企業による経営アセットのスタートアップへの提供促進

- 大企業が、CVCの活用やカーブアウト等を通じて、知財・人材等の経営アセットをスタートアップへ提供する取組を促進

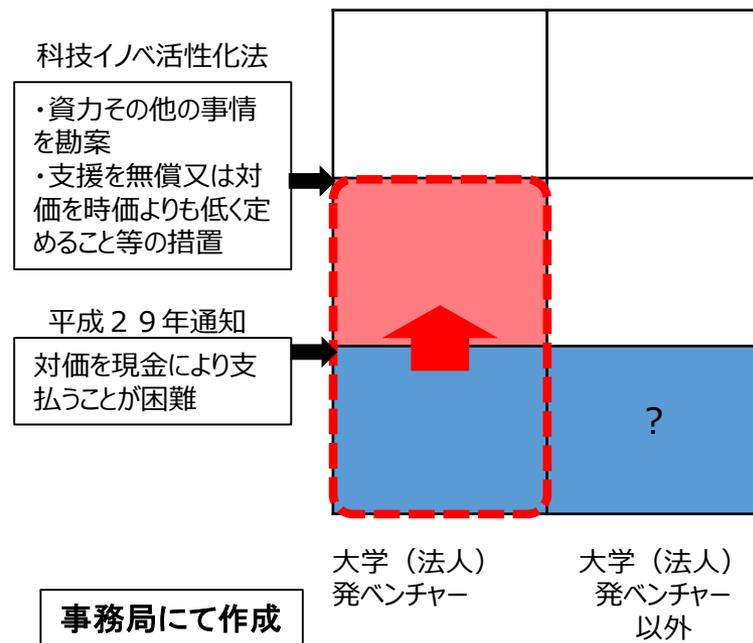
※1～3の内容のうち、大学における知財マネジメントの在り方についての指針を示す「大学知財ガバナンスガイドライン（仮称）」の策定等を検討

※上記施策の実現手段（法改正、ガイダンス、予算措置、コーポレートガバナンスの仕組みの活用など）については引き続き検討

- 平成29年の文部科学省通知において、国立大学等による株・新株予約権による支払いは現金払いが困難な場合に限定されているとともに、株式を換金可能な時点で売却しなければならないこととされている。
- 平成30年科技イノベ法の改正で、「資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合に、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとる」場合の法人発ベンチャーの株・新株予約権を取得・保有できることとされた。
- しかしながら、大学の現場においては、株・新株予約権を取得できる対象（大学（法人）発ベンチャーの該当範囲等）が不明確であり、また、「資力その他の事情」等について厳格に解釈され（例えば、大企業からの出資を受けていることをもって資力があると捉えるなど）、現金による対価支払いを求めるケースがあるという声も。

株・新株予約権の取得が可能となる場合

	平成29年通知	科技イノベ活性化法
株・新株予約権の取得が可能となる要件	対価を現金により支払うことが困難な大学発ベンチャー企業等の株・新株予約権の取得は可能	資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合に、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとる場合の法人発ベンチャーの株・新株予約権の取得は可能
株式取得後の保有制限	換金可能な状態になり次第速やかに売却	保有期間に制限なし



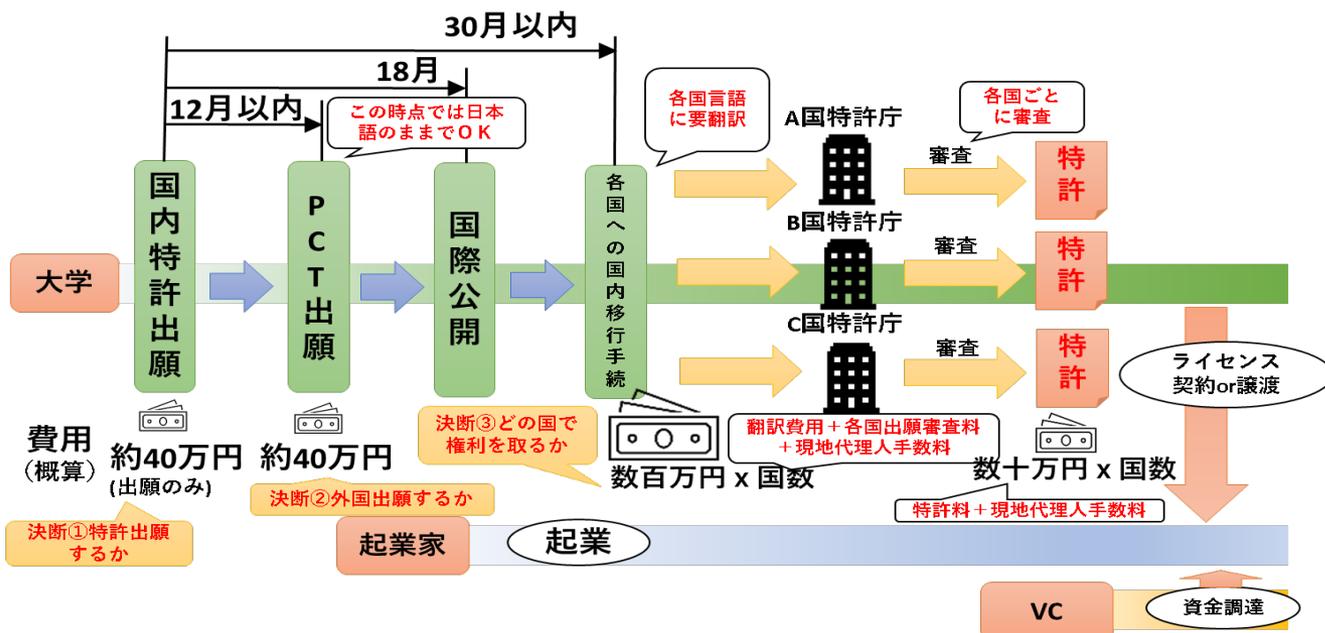
2. 大学における事業化を見据えた権利化の支援

- 特許出願に係る経費が制約されており、グローバル展開に必要な十分な国際出願を行うことが困難。
- 大学の研究者は論文発表前に、大学で特許出願を行う必要があるが、事業化を見据えた権利範囲を適切に設定せず、事業化に必要なとされる権利範囲をカバーしない特許を取得するおそれ。そのため、大学が事業化を見据えた周辺特許を含む強い権利を取得できる環境整備が必要。

〔考えられる施策〕

- 大学のグローバルな特許出願に対する支援の抜本的な拡充に向けた新しい支援スキームの検討
- 大学が事業化を見据えた強い権利を取得できるよう、特許出願に当たり、事業化を目指すスタートアップやVC、その知財戦略をサポートする知財戦略専門家等の関係者とどのように連携していくかなどのプロセスの在り方等について整理

＜スタートアップの事業化に向けたPCT出願プロセス＞



＜検討会での委員の主な意見＞

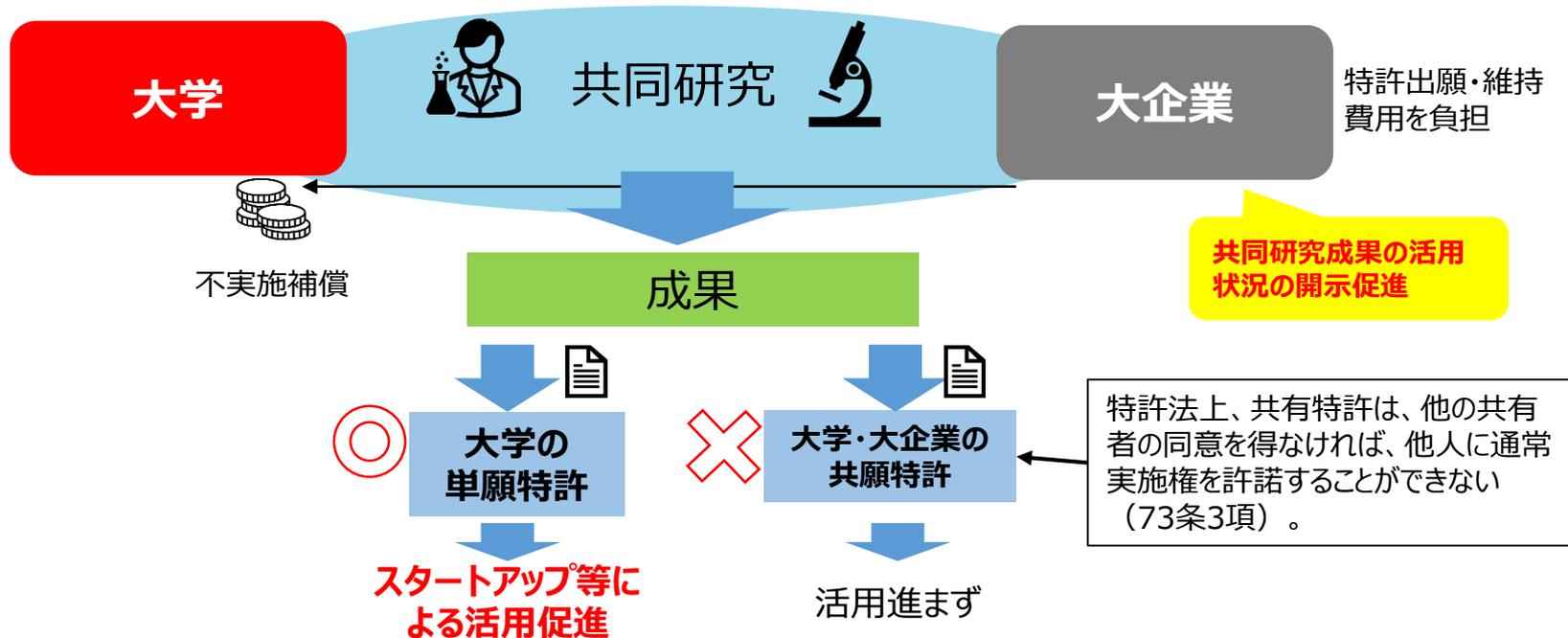
例えば、国でファンドをつけてもらって、出願費用を出す代わりに、事業化して新株予約権が得られたら、国が取るし、一部は大学に入るとか、そういうファンディングの仕組みのようなものをつくれないうか。

3. 大学における共同研究成果の活用促進

- 大学と大企業の共同研究成果は、大企業が特許出願・維持費用を負担したり、不実施補償を支払った上で、両者の「共有特許」として保有するケースが多く見られる。
- しかしながら、共有特許の多くは、大企業において十分活用されておらず（防御的に保有）、大学が第三者にライセンスする場合も、共有相手の許諾を得る必要があるため、大学における活用も進んでいない。
- 共同研究成果をスタートアップが活用しやすくするため、その権利化・保有の在り方等を見直す必要。

〔考えられる施策〕

- 大学と企業の共同研究成果である共有特許について、企業が一定期間不実施の場合には、大学独自でスタートアップ等にライセンスできるルールを整備
- 共同研究成果の権利化・保有の在り方を整理した「大学知財ガバナンスガイドライン（仮称）」の策定等
- 大企業による大学との共同研究成果の活用状況の開示促進



- 大学との共同研究の成果について、企業が防衛特許として扱うことを否定
- 企業が独占的に実施する場合において、企業が防衛特許として扱っているときは、契約解除又は大学が第三者へライセンスすることを許容

■ 共同研究契約書条文解説（平成23年度版）（抜粋）

（研究成果の実施における基本的な考え方）

第18条 甲及び乙は、第16条、第17条及び次条から第24条に定める研究成果の実施に係る取扱いについて、以下の事項に留意し、協議・交渉を行うものとする。

二 甲の責務として、甲の研究成果を社会に還元する必要があること

（解説）

「国立大学法人法」によると、国立大学法人の行う業務のひとつに「当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること」とあります。このことから、**大学との共同研究の成果は、決して企業戦略としての「防衛特許」的な扱いをすることなく、積極的に社会へ還元することを表明するものです。**

※防衛特許とは・・・

例えば、積極的な権利活用を目的としたものではなく、自社の製品と対抗する製品を他社から出されないようにする、あるいは類似の発明を他人に権利化させないために防衛的に出願する特許

（第三者に対する実施の許諾）

第21条 甲は、乙又は乙の指定する者が本件知的財産権に関する独占実施に係る契約を締結した場合にもかかわらず、当該本件知的財産権を出願等した日の翌日から起算して表記契約項目表14に掲げる期間（以下「実施目標期間」という。）以降において**正当な理由なく実施しないときは**、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙又は乙の指定する者との間で締結している本件知的財産権に関する独占実施に係る契約を解除し、**乙又は乙の指定する者以外の第三者に対し当該本件知的財産権の実施を許諾することができるものとする。**ただし、当該独占実施に係る契約の締結に当たり、甲乙協議の上、表記契約項目表14の実施目標期間と異なる期間を定めることができるものとする。

（解説）

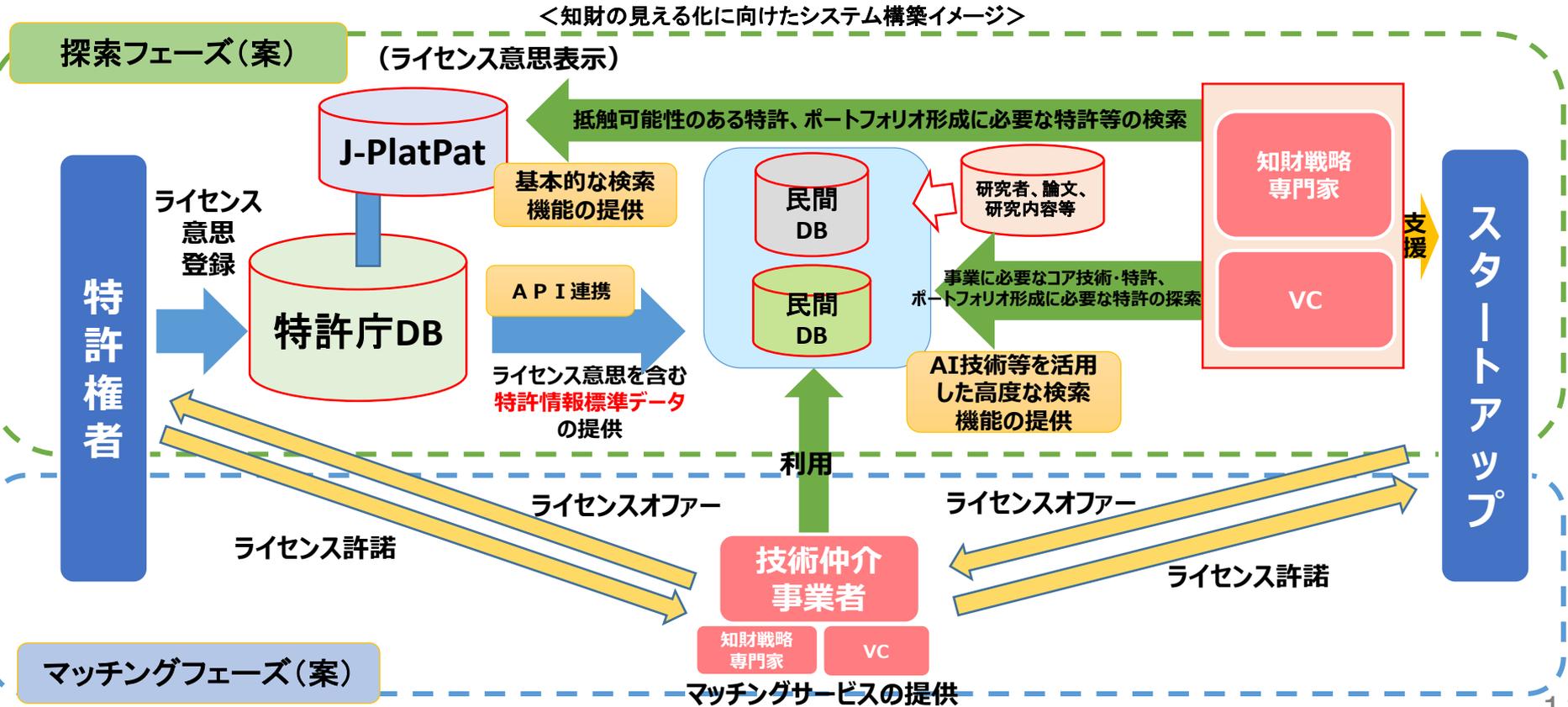
1. 第21条は、大学（甲）における第三者への実施許諾について規定したものです。

大学から生み出された研究成果は、大学の使命として広く速やかに社会還元する必要があります。共同研究の実施に伴い得られた知的財産権についてもこの考えは変わるものではありません。したがって、当該知的財産権にあっても「実施目標期間」を設定し、優先交渉権を持つ共同研究の相手方企業等に対し、できるだけ早期の実施を求めていくものです。

2. 第1項で、「正当な理由なく実施しないとき」とは、具体的に主に企業等において「防衛特許（19ページ参照）」として扱われる場合等を指します。防衛特許は、大学と異なる企業側の立場からすれば、ある意味正当な企業戦略とも言えるわけですが、一方で大学の立場からすれば、既述のとおり大学における知的財産権に対する基本姿勢に反するものであると言わざるを得ません。

4. 知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築

- 起業者が事業構築に必要な知財ポートフォリオを自社だけで完成させることは困難。
- 大学や大企業が生み出し保有する知財の多くは活用されず、事業化に結びついていない。これを活用すべきでは。
- こうした未利用の知財について、そのライセンス意思も含めた見える化（DB強化）を、技術仲介事業者やVC・スタートアップ、知財戦略専門家のDB・サービスと連携する形で進めてはどうか。
- これにより、技術仲介事業者の仲介機能の強化に結びつけ、VC・スタートアップ・知財専門家の知財探索コスト（手間・時間）の低下を図ることで、スタートアップを通じた事業化につなげることが重要。
- マッチング効果を上げるため、ライセンス意思のある知財のDBへの登録規模の拡大が必要。ライセンス意思表示へのインセンティブ措置について検討。

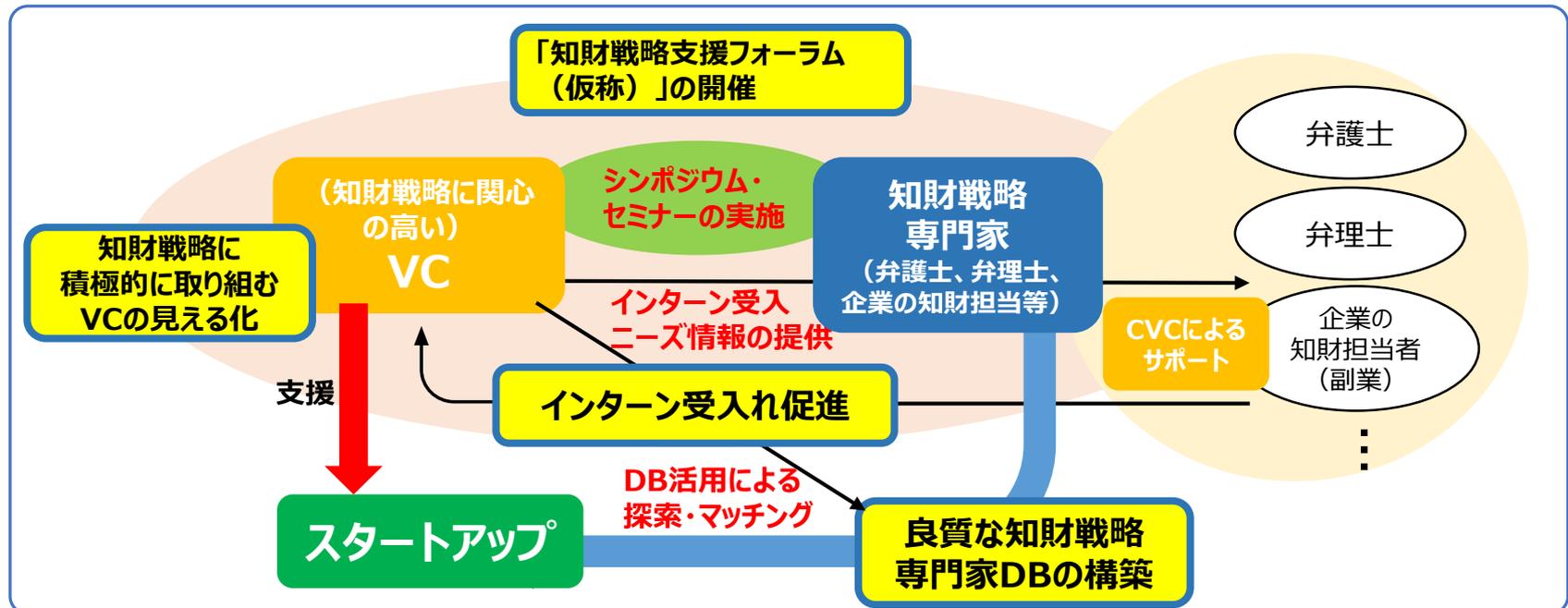


5. スタートアップの知財戦略の支援サービスのエコシステム化

- ▶ スタートアップが知財戦略を支援する適切な人材を見つけることが困難。知財戦略を担えるVCや人材を見える化するとともに、VCを通じたスタートアップへの知財戦略専門家のマッチングを強化することが必要。
- ▶ スタートアップの知財戦略にコミットできる人材（弁護士、弁理士や大企業の知財担当）の増強が必要。

〔考えられる施策〕

- 知財戦略専門家を、VCを通じてスタートアップにつなぐ枠組みとしてのフォーラムの開催（シンポジウム・セミナーの実施、知財戦略支援サービスの市場の存在の発信等）
- 技術領域ごとに戦略策定能力を有する良質な知財戦略専門家の見える化（DB構築・機能向上等）
- 知財戦略に積極的に取り組むVCの見える化（認定・表彰等）
⇒知財戦略に取り組むVCへの機関投資家からの投資拡大、必要なスキルを満たすVC構成の実現
- 弁護士、弁理士、企業の知財担当等のVCへのインターン促進に向けた環境整備



6. 大企業による経営アセットのスタートアップへの提供促進

➤ 日本の大企業は豊富な知財・人材・資金を抱える一方でイノベーションに課題。大企業の知財・人材をスタートアップに切り出し、資金サポートも行うことで、ビジネス創出・拡大につなげるエコシステムの構築が重要。

〔考えられる施策〕

- 大企業が、知財・人材等の経営アセットを効果的にスタートアップへ切り出す取組についての開示・ガバナンスの強化。その際、CVCが資金に加え知財・人材の提供機能を果たすことを促す（「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の改訂等）
- スタートアップとの協業に向けた大企業による積極的な取組の見える化（認定・表彰等）

